

社会保険関係届出事項一覧

平成23年4月1日現在

届出事項	届の種類	提出期日	提出先	備考
療養のため4日以上休んだため給料がもらえない場合	傷病手当金支給申請書	そのつど	全国健康保険協会	休業4日目から1日につき標準報酬日額の3分の2が1年6ヶ月を限度に支給される
強制適用事業所となった場合	新規適用届	5日以内	年金事務所	被保険者資格取得届、その他書類を添付
事業所の名称・所在地を変更した場合	適用事業所所在地・名称変更届	5日以内	年金事務所	被保険者証を添付する場合もある
事業主の住所・氏名が変更した場合	事業所関係変更届	5日以内	年金事務所	変更する事項につき変更前後の内容を併記
従業員を採用した場合	被保険者資格取得届	その日から5日以内	年金事務所	被扶養者届
従業員が退職(死亡)した場合	被保険者資格喪失届	その日から5日以内	年金事務所	被保険者証を添付
被保険者が死亡した場合 被扶養者が死亡した場合	埋葬料(費)支給申請書	すみやかに	全国健康保険協会	死亡診断書等を添付
自己負担した医療費の額が一定額を超えた場合	高額療養費支給申請書	すみやかに	全国健康保険協会	領収書の写しを添付
健保・厚年の報酬月額算定基礎届	被保険者報酬月額算定基礎届	7月1日～7月10日	年金事務所	定時決定
ベースアップなどによって固定的賃金の変動し、断続した3か月の平均報酬額が、従前の等級に比し、2等級以上の差が生じた場合	被保険者報酬月額変更届	遅滞なく	年金事務所	随時改定
被保険者の氏名が変わった場合	被保険者氏名変更届	遅滞なく	年金事務所	被保険者証
被保険者の住所が変わった場合	被保険者住所変更届	すみやかに	年金事務所	
被保険者の被扶養者に異動があった場合	被扶養者異動届	遅滞なく	年金事務所	被保険者証等を添付
第3号被保険者の資格を取得・喪失又は氏名等を変更した場合	国民年金第3号被保険者関係届	14日以内	年金事務所	被扶養者(異動)届の複写形式
第3号被保険者が住所変更した場合	国民年金第3号被保険者住所変更届	14日以内	年金事務所	
年金手帳をなくしたとき	年金手帳再交付申請書	遅滞なく	年金事務所	
被保険者証をなくしたときなど	健康保険被保険者証滅失・き損・再交付申請書	遅滞なく	全国健康保険協会	損傷等の場合にはその被保険者証等を添付

法律の改正にご注意下さい。

年金手帳を2冊以上持っている場合	基礎年金番号重複 取消届	すみやかに	年金事務所	新旧の年金手帳等を 添付
資格取得時に被保険者の氏名や生年月日等を間違っ て届出した場合	誤って提出した届 書と同じ届書を、「 訂正届」と赤で記入 し提出	すみやかに	年金事務所	正を黒字で誤を赤字 で記入
健保の被保険者が退職後も任意に健 保の被保険者になろうとする場合	任意断続被保険者 資格取得申請書	退職後 20日以内	本人住所他 全 国健康保険協会	被保険者であった期 間が断続して2ヵ月 以上ある者が提出
賞与等を支払った場合	健康保険・厚生年金 保険被保険者賞与 支払届	支払日から 5日以内	年金事務所	
出産した場合	出産育児一時金支 給申請書	すみやかに	全国健康 保険協会	出産に関する証明書
出産のため働けず、給与がもらえない 場合	出産手当金支給申 請書	すみやかに	全国健康 保険協会	
従業員が育児休業を取得した場合	育児休業等取得者 申出書	すみやかに	年金事務所	事業主が申出

※健康保険関係の届出については、組合保険の場合、提出先は健康保険組合となります。